

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	北成田地区 (北成田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内農地については、ほ場整備事業が完成しており、優良農地については放棄地の発生は今の所はないが、大規模経営体は不在で兼業農家の占める割合が高く規模拡大を考えている農家数は少ない。水稻作付については、不便なほ場から休耕田になりつつある。畑については、ほとんどが中山間地域等直接支払制度で通年管理を行っているのが現状である。

農地の維持管理に加えて、法面の管理にも労働時間をとられる。又、担い手の高齢化等で耕作放棄地が増えることが懸念される。今後は非農家も含めた地域資源の維持管理における実施体制の構築が課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻がメインで慣行栽培による農業を行っている。
10年後には担い手は数名まで減少していると考えられるため、農地利用のあり方や農道・水路・畔などをどのようにして管理していくかを考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	94.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内農地については、原則、地域の担い手が優先的に借受け効率的な農業経営できるよう努める。 また、空き農地は極力、隣接で耕作する者が借受けることができるよう努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法改正に伴い、利用権設定の期間満了となった農地から農地中間管理機構へ農地を預けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内のほとんどは基盤整備済であり、更なる大区画化の予定もない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では、兼業農家が多数占めており今後も地域の農地については、地域で守っていくことを基本とするため兼業農家において、円滑な経営継承が出来るよう地域一体となって取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後の課題の一つとして検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--